

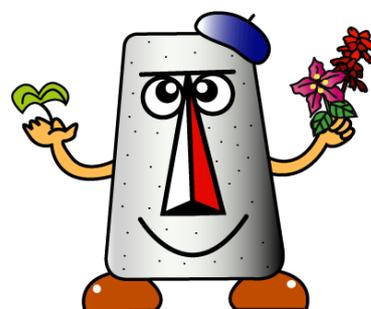
宇部市 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

事業報告書



平成28年3月

山口県 宇部市



宇部市イメージキャラクター

チョコクン

目 次

■宇部市の紹介

1. 位置・自然	2
2. 歴史・特徴	
3. 人口・世帯数	3
4. 面積	
5. 障害者手帳の交付者数	

■事業目的及び事業実施主体

1. 事業の目的	4
2. 事業の推進体制	
3. 実施主体	

■事業要旨

1. 課題の設定	5
2. 第4期宇部市障害福祉計画の位置づけ	

■地域生活支援拠点等の整備の類型

■事業内容

1. 課題の設定	8
2. 事業の推進体制	
3. 事業の主な内容	9

■必要な機能の具体的な実施内容

1. 対象とする障害者像の設定	11
2. 「地域生活支援拠点」の構想	

■事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

1. 受け入れ体制上の限界	15
2. 事業運営上の課題	16
3. 面的整備の充実に向けて	

※ 本報告書は、委託業者が作成し、本市に提出した実績報告書を再構成したものです。
よって、内容は「あったらいいな」という仕組みの構想も含まれています。

宇部市の紹介

1. 位置・自然

宇部市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

交通環境を見ると、鉄道は山陽本線及び宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断し、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空それぞれの交通環境が整っています。

気候は、温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内海式気候で、市中央部以北の丘陵地には豊かな自然があふれ、様々な動植物が生息しています。また、南は海に面していることから、山と海の幸にも恵まれています。市街地には真締川や厚東川が流れ、貴重な水辺環境を有しています。

2. 歴史・特徴

今日の宇部市発展の礎は、明治期以降の石炭産業の振興により築かれ、その後戦災により市街地の大半が焼失したものの、まちの再建にかける市民の熱意と戦後の復興景気とともに、順調な復活を遂げました。

その後、我が国のエネルギーの需要構造の転換にいち早く対応し、近代的な工業都市へと変ぼうを遂げ、現在も瀬戸内有数の臨海工業地帯を形成しています。また、石炭を基盤に化学工業が発展していたことから、高等工業学校を誘致し、それを契機に、現在も本市は、多くの高等教育機関を有しています。

その後、急激な工業化の進展に伴い生じた、ばいじん降下による大気汚染などの公害問題に対し、産官学民一体となった「宇部方式」による公害対策に取り組み、この環境改善を図った実績は、産業発展と市民福祉の調和を目指す先進的事例として広く知られるところとなり、平成9年（1997年）、これまでの環境の保護・改善への功績が高く評価され、国連環境計画（UNEP）から「グローバル500賞」を受賞しました。

この市民一丸となった自治精神の高揚とまちづくりへの情熱は、その後の都市緑化や公園整備など様々な分野に幅広い展開を見せ、特に彫刻によるまちづくりに関しては、国内有数の歴史と権威を誇る「UBEビエンナーレ」の開催を始め、市内随所への作品の設置など、宇部市固有の情景を醸成しています。

また、市内には、第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療施設が立地するとともに、他市と比較して市民一人当たりの病床数や医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実しています。

3. 人口・世帯数

- 登録人口：169,360人（男：80,734人／女：88,626人）（平成27年末）
- 世帯数：78,933世帯（平成27年末）

4. 面積

286.65平方キロメートル

5. 障害者手帳の交付者数

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
身体障害者手帳	7,416人	7,510人	7,572人	7,493人
療育手帳	1,433人	1,402人	1,362人	1,324人
精神障害者手帳	1,162人	1,142人	1,101人	1,043人
合計	10,011人	10,054人	10,035人	9,860人



事業の目的及び事業実施主体

1. 事業目的

本事業は、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、親元からの自立と1人暮らしの支援、緊急時の対応など、障害者が地域で安心して暮らせるよう、様々な支援を切れ目なく提供する「障害者の地域生活支援拠点」の仕組みを検討するものです。

そこで、障害者等の実態とニーズについてアンケート調査を実施するとともに、関係機関・団体等からのヒアリングを行うことで、宇部市における現状と課題を把握し、実情に応じた拠点等を整備していくための方策について検討し、「宇部モデルの地域生活支援拠点」の構築について提案することを目的としています。

また、本事業は事務局として社会福祉法人 南風荘に委託し、取りまとめ等を依頼している関係上、内容には「あったらいいな」という仕組みの構想も含まれています。

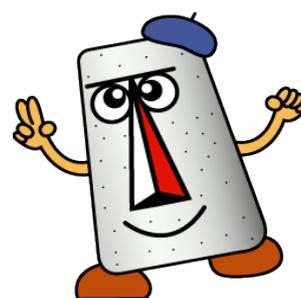
2. 事業の推進体制

事業推進に当たって、行政、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、障害当事者団体、学識経験者等をメンバーとした準備委員会を設置しました。

3. 実施主体

宇部市

(委託先：社会福祉法人 南風荘)



事業要旨

1. 課題の設定

障害者等の実態とニーズについてアンケート調査を実施し、関係機関・団体等からのヒアリングを行うことで現状と課題を把握するとともに、すでに多くの障害福祉サービス事業所や専門相談窓口のあるなかで、支援のネットワークの隙間を埋めるための機能を1つの拠点に併せ持ち、既存のサービス等につなぐ役割を担うことによる、「宇部モデル」の支援拠点整備の提案を行うことを目的としています。

2. 第4期宇部市障害福祉計画の位置づけ

障害福祉計画の策定にあたって、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、国の基本方針を踏まえつつ、①福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②地域生活支援拠点等の整備 ③福祉施設から一般就労への移行等の数値目標を掲げており、その達成に向けて総合的・計画的に施策に取り組んでいます。

②地域生活支援拠点等の整備

目標値

本市では、障害児・者の地域生活支援の強化を図るため、地域生活支援拠点等の整備に関して、次のように目標値を設定しております。

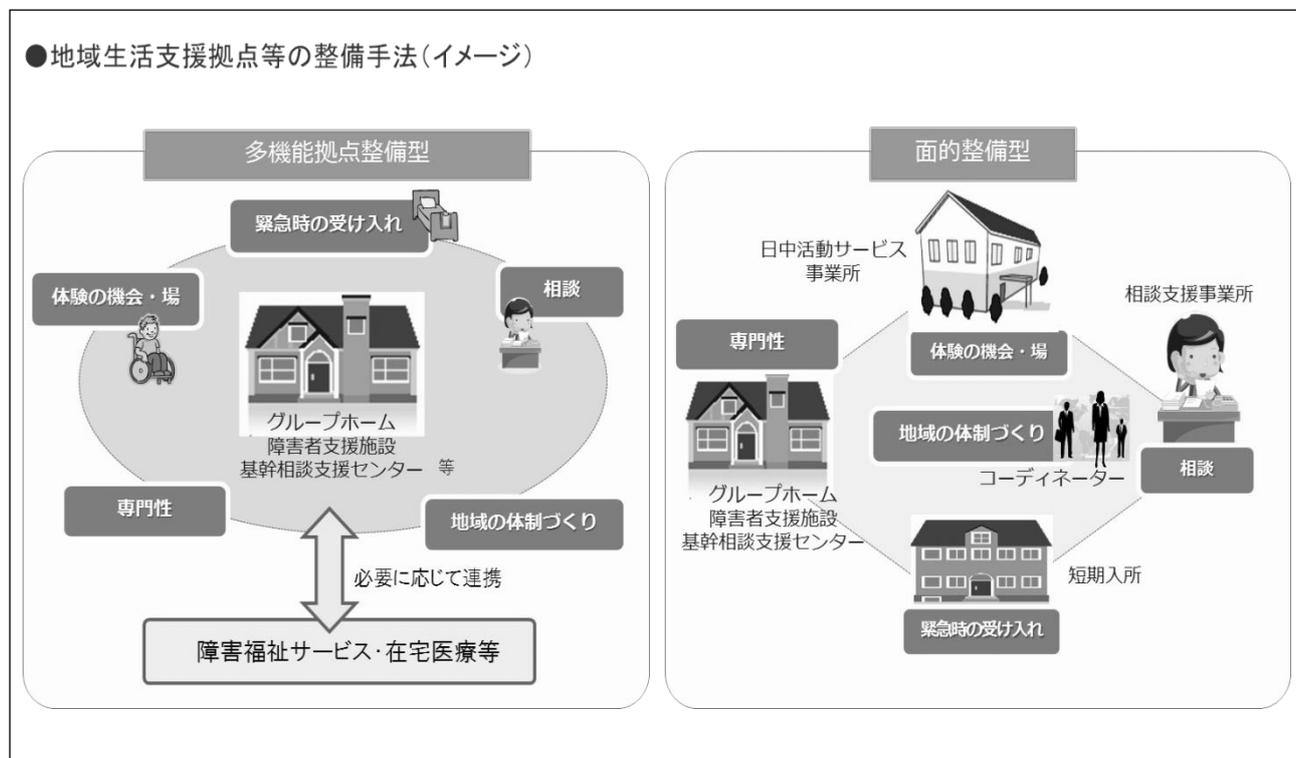
平成28年度末までに、地域生活支援拠点を市内に1か所以上整備。

地域生活支援拠点等の整備の類型

多機能型グループホーム（通称：おたすけ処ちよこサポ）は、「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」という課題に対応して、3つの機能を併せもちます。①体験に特化した「ふれグループホーム」、②夜間・休日を問わず、電話での相談に応じる「とりあえず相談窓口」、③急な預かりに対応する「おたすけショートステイ」です。これらの機能は、委員会やヒアリングでの議論で明らかになったニーズであり、いわば現状の支援体制の隙間です。これらの機能を既存の施設・事業所に付加するのではなく、新たな拠点として整備します。それは、3つの機能を1つの「拠点」として併せ持つことで、効率的な運営が可能になると考えられるためです。

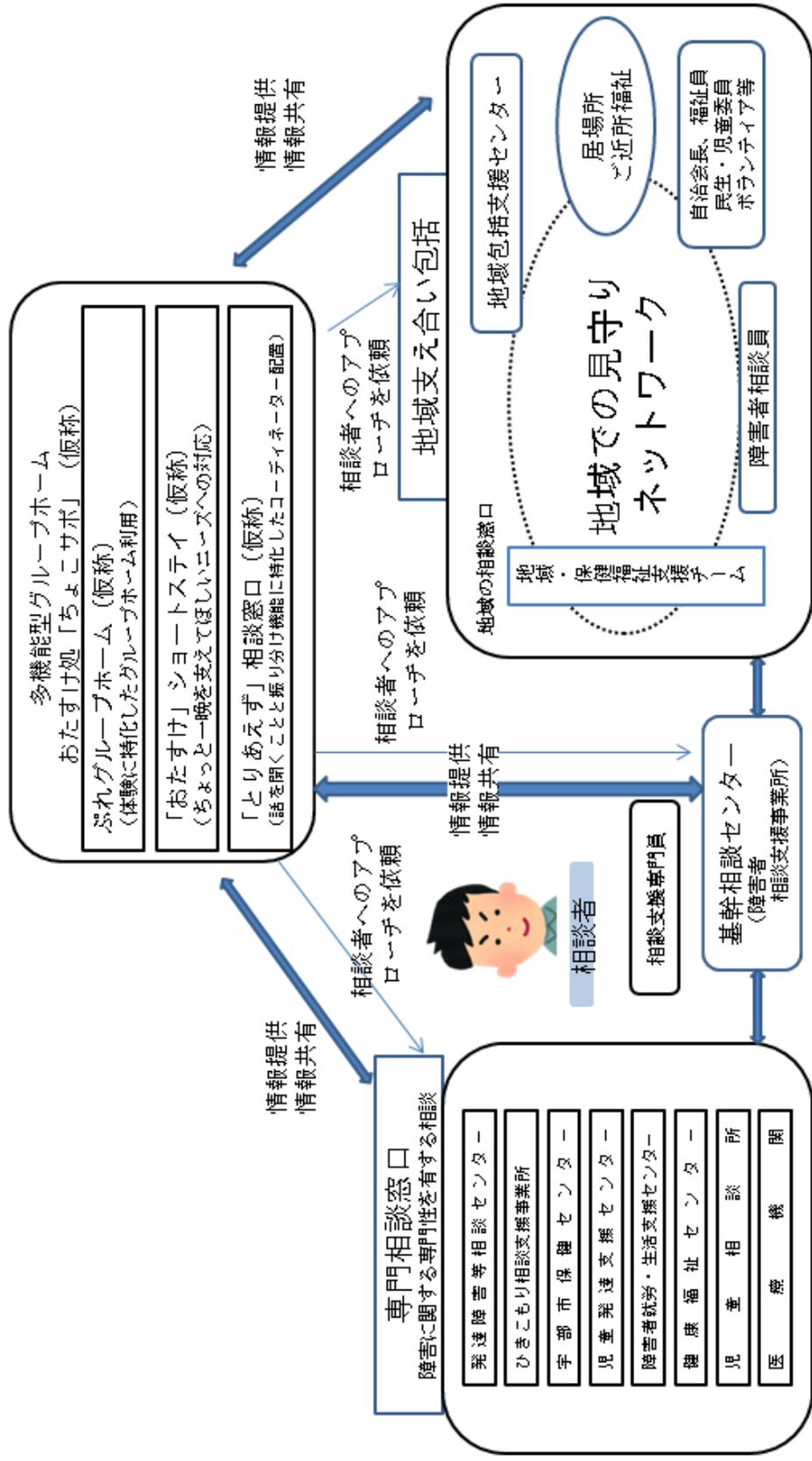
国においては、地域生活のための支援体制づくりとして、i 必要な機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点[地域生活支援拠点型]、ii 複数の機関が分担して機能を担う体制[面的整備型]という2つのモデルを示しています（下図参照）。本事業で提案するのは、既存の機関の機能を生かしつつ、そこから漏れるニーズに特化した「拠点」を新たにつくり、その拠点も一つの機関として、面的なネットワークを形成する、いわば折衷モデルです。

それは、宇部市ではすでに多くの事業所があり、またそれらをつなぐネットワークづくりもすでに取り組みされているからです。モデル事業として集約的な拠点や新たなネットワークを構想するのではなく、従来の仕組みの隙間を埋める拠点をつくることで「宇部方式」を強化します。



宇部市モデルの障害者地域生活拠点（案）

既存の機関の機能を生かしつつ、そこから漏れるニーズに特化した「拠点」を新たに作るとともに、その拠点も一つの機能として、面的なネットワークを作成する折衷型



事業内容

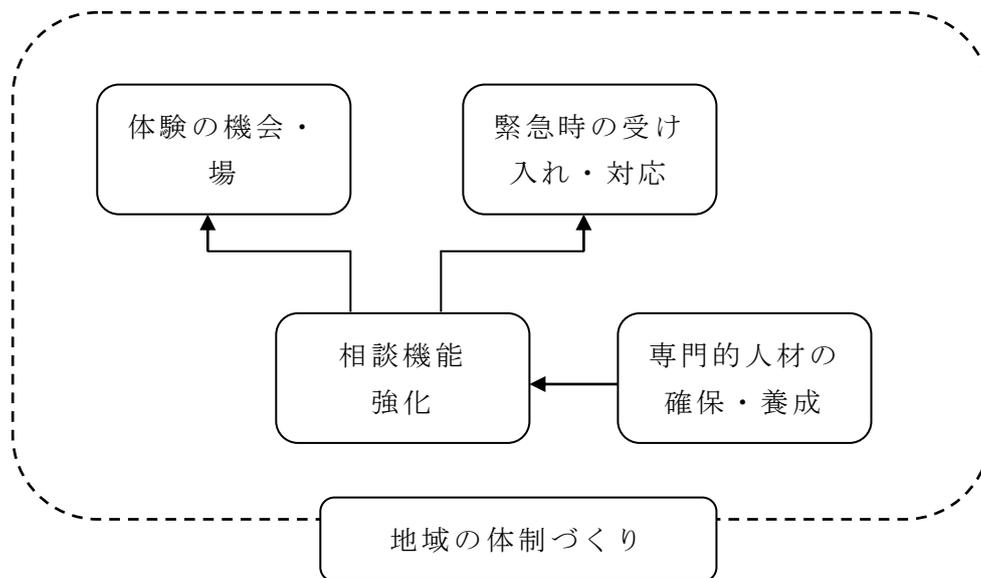
1. 課題の設定

国は「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」の実施要綱のなかで、障害者の地域生活を推進していくために必要とされている機能として、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5点を挙げています。その必要は宇部市においても同様ですが、これら5つの機能は並列的に議論できるものではないというのが準備委員会における協議の出発点です。

そこで、この5つの機能を以下のように整理します。

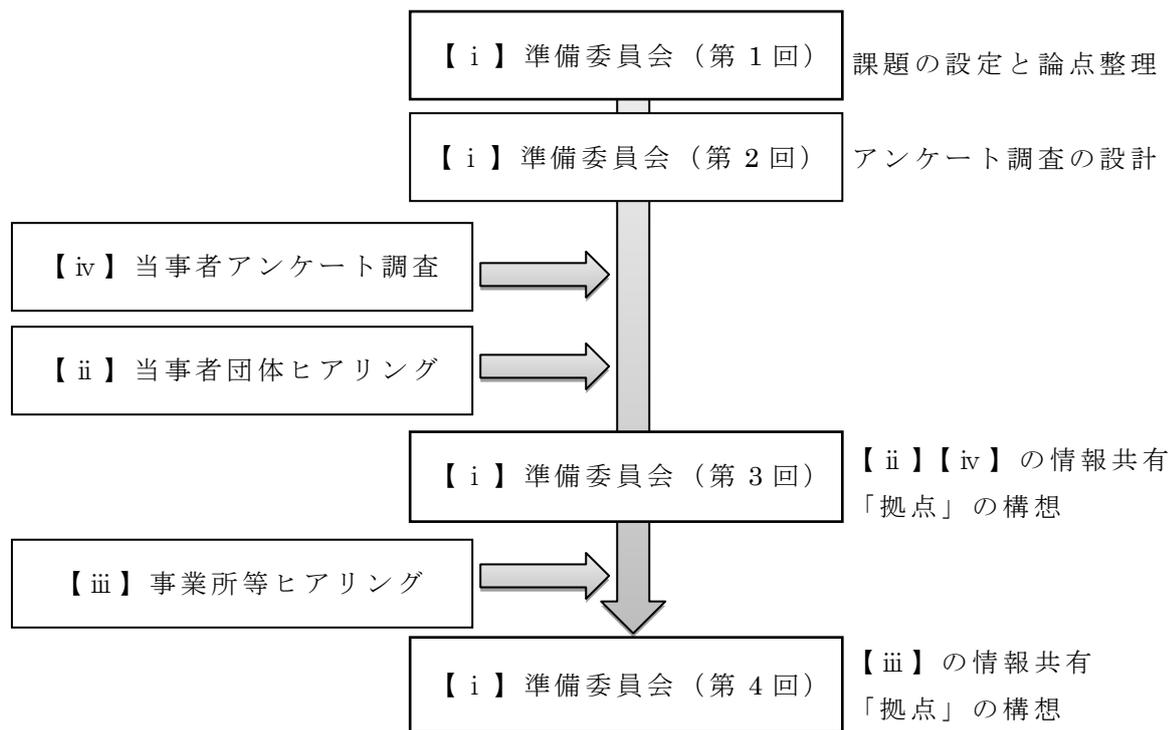
取り組むべき課題として、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」を設定し、それを解決するために必要な機能として「相談」を位置づけます。さらに、その相談機能を強化するための「専門的人材の確保・養成」を検討します。

そのことが、「地域の体制づくり」につながるということです。このように考えると、「相談機能の強化」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の内容は限定的になってしまいますが、今回のモデル事業としては、より実現可能性の高い提案を行うため、やむを得ないとしています。



2. 事業の推進体制

本事業を単純化すれば、上記の課題に関する論点を整理し、それを踏まえた「拠点」の構想を示すという、非常にシンプルな流れになります。論点整理のための手段として、【i】準備委員会での議論、【ii】当事者団体へのヒアリング、【iii】事業所等へのヒアリング、【iv】障害当事者及び家族（主な介護者）へのアンケート調査を行いました。



3. 事業の主な内容

1) 障害者等の実態とニーズに関するアンケート調査

(実施期間)

平成 28 年 1 月 4 日 (配布) ~ 平成 28 年 2 月 12 日 (回答締切)

(調査対象)

障害者手帳所持者のうち下表に示す校区に居住する者 (ただし、70 歳以上は除く)
および同居している介護者

(調査票配布数、回収数、回収率)

エリア	校区名	配布数 (人)	回答数 (人)	回答率 (%)
宇部市東部	川上	267	136	50.9
	東岐波	407	198	48.6
宇部市西部	厚南	258	91	35.3
	西宇部	242	85	35.1
宇部市北部	小野	37	18	48.6
	吉部	18	5	27.8
	厚東	49	21	42.9
	二俣瀬	32	13	40.6
	船木	133	46	34.6
	万倉	36	12	33.3
合計		1,479	625	42.3

2) 障害当事者等団体との意見交換会

(実施日時／場所)

平成 28 年 2 月 8 日 13:00～15:00 宇部市役所 第 2 会議室

(参加団体)

宇部市視覚障害者福祉協会	宇部市聴覚障害者福祉協会
宇部市腎友会	ひまわり会（宇部ダウン症親の会）
南風荘後援会	特定非営利活動法人おひさま生活塾
在宅障害児・者と家族を支援する会	以上 7 団体 9 名 順不同

3) 障害福祉サービス事業所等との意見交換会（研修会を含む）

(実施日時／場所)

平成 28 年 3 月 6 日 11:30～12:30 宇部市文化会館 2 階 第 1 研修室

(参加事業所)

生活支援センターふなき	ハイツふなき
特定非営利活動法人ときわ	特定非営利活動法人むつみ会
ろしゅうケアセンター集いの家	なごみヘルパーステーション
日の山のぞみ苑	セルプ南風
山口県立こころの医療センター	医療法人和同会片倉病院
	以上 10 施設 12 名 順不同

オブザーバー：厚生労働省社会 障害福祉課長補佐

必要な機能の具体的な実施内容

1. 対象とする障害者像の設定

「障害者」と一言と言っても、障害種別や程度、年齢、家族構成や就労の状況等によって「拠点」に求める機能は大きく異なるため、拠点を利用する対象は限定しないものの、実態を把握するための調査は事業の趣旨にそって、対象を絞り込みました。

年齢については、「障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて」という本事業の実施要綱に則り、既に高齢期にある者を除き、かつ介護保険への移行期を考慮して「70歳未満」としました。また体験的要素を重視して、18歳未満の児童も対象としました。

「障害者の範囲」としては、障害者手帳（身体・療育・精神）の所持者とします。障害福祉サービスの受給者とする意見も出されましたが、「現にサービスの利用をしていない」ということも含めて分析するためにも、手帳の所持者としました。なお、精神障害については自立支援医療（精神通院）受給者を対象とする意見もありましたが、より多くの状態像が含まれるため、今回の対象からは外します。

2. 「地域生活支援拠点」の構想

1) 3つの機能を併せもつ「拠点」という考え方

多機能型グループホーム（通称：おたすけ処ちょこサポ）は、「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」という課題に対応して、3つの機能を併せもちます。つまり、①体験に特化した「ぷれグループホーム」、②夜間・休日を問わず、電話での相談に応じる「とりあえず相談窓口」、③急な預かりに対応する「おたすけショートステイ」です。これらの機能は、委員会やヒアリングでの議論で明らかになったニーズであり、いわば現状の支援体制の隙間です。これらの機能を既存の施設・事業所に付加するのではなく、新たな拠点として整備を検討します。それは、3つの機能を1つの「拠点」として併せ持つことで、効率的な運営が可能になると考えるためです。

2) ぷれグループホーム

(1) 基本的なイメージ

拠点の核となる事業は、「体験」に特化したグループホームです。これは、「グループホームってどんなところだろう」「地域のなかで親と離れて暮らすってどういうことだろう」という漠然とした不安を解消し、具体的なイメージを持つための体験の場です。現状のグループホームにも体験利用の制度がありますが、その後の利用を前提としているため、どうしても敷居が高くなりがちで、「気軽に体験したい」というニーズには馴染みにくいため、「体験」に特化することで、より多様な「体験」のニーズを受け入れます。また、本来の利用の「空き」を考慮することなく、「体験」を計画的に実施できるというメリットもあります。

名称の「ぷれ」はぷれジョブに由来します。ぷれジョブとは、障害のある子どもたちの

職場体験プログラムのことです。それは単に子どもたちが職業について理解することだけでなく、生まれた地域にそれぞれの役割を持ち、それぞれのいのちがよくなることを目指す活動であり、また地域に住む人々が、その立場をこえて、つながりを再構築していく活動¹であると言われていています。ふれジョブは就職を前提とした職場実習とは異なり、あくまで体験することに重きを置いています。ふれグループホームも同様に、体験することを大切にしており、そのことで生まれた地域で暮らすということを目指す、さらには保護者を含めた周囲の人たちが新たな暮らしのあり方を再構築していく機会となることを目指す事業です。ふれグループホームで地域生活についての興味・関心が高まり、実際にそこでの暮らしを目指したいと思った時には、実際に利用予定しているグループホーム等での体験的利用につなげる、そのステップ段階です。いきなり一人で泊まることに戸惑いがある場合には、親と一緒に泊まるなどのスモールステップも可能です。利用期間も個々の事情やニーズに応じて、短期（1泊2日）から長期（最長30日）まで可能とします。利用回数について上限は設けず、個別の事情に応じて、段階的に実施できることとします。

利用対象として想定されるのは、現在、自宅で家族と同居している者、あるいは病院や施設に入院・入所している者です。イメージを持つことを目的としているため、通常のグループホームの利用年齢より少し前段階である義務教育終了段階²を想定しています。高校・高等部に在籍している場合には、卒業後の進路指導の一環としても利用可能です。平日は、通学、通勤といった通常の生活パターンで過ごすこととなります。

（２）事業運営に関する事項

「体験」では想定外のことも起こりうるため、24時間の支援体制が必要です。運営の試算としては、グループホーム（6：1）の人員配置基準を想定し、実際の利用定員は4人とします。残り2枠は「おたすけショートステイ」に充てます。具体的には、介護サービス包括型の共同生活援助の体制をとり、管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置します。障害福祉サービス事業収入は、「共同生活援助サービス費（Ⅳ）体験利用」により算定します。

利用があった場合は、本人から「共同生活援助サービス費（Ⅳ）体験利用」の1割負担及び、食費・光熱水費・家賃等の実費を徴収します。なお、家族と一緒に利用する等の場合に家族等に係る費用は実費徴収とします。

3）「とりあえず」相談窓口

準備委員会での議論で出された、「駆けつける」ほどの必要はない、しかし「とりあえず相談したい」程度のトラブルやハプニングに対応する相談窓口です。ふれグループホームの24時間支援体制を有効に活用し、主に夜間や土日・祝日など、他の相談窓口が開いていない時間（日中も対応は可能）に、「とりあえず困りごとを聴く」役割を担う。「いつでもつながる」という安心感を担保することを目的としています。

ただし、全ての障害分野の、あらゆる内容の相談に応じられるだけの人材を確保するこ

¹ 全国ふれジョブ連絡協議会HPより引用

² 原則的には15歳に到達後の最初の年度初め以降とする

とは難しいため、この窓口では「とりあえず」話を聞くこと、そして内容に応じて、専門相談窓口や地域の相談窓口につなぐ等の「振り分け機能」を担います。

相談は電話等で対応し、原則的には直接会って行う支援は行わず。他の相談窓口につなぐ際には、相談者に窓口の情報を伝えるという方法だけでなく、相談者の了解を得たうえで相談機関に情報を伝え、相談機関から相談者へアプローチしてもらうように依頼します。

4) 「おたすけ」ショートステイ

(1) 基本的なイメージ

本来の目的は、「とりあえず一晩を乗り越えたい」というニーズに対応するサービスであり、準備委員会の議論やヒアリング、アンケート調査でも多かった「すぐに預けられる」ことを最優先としています。この場合「すぐに」は、「今夜」のことで、諸手続きを経て利用する制度上のショートステイとの最大の違いです。「家庭以外で安全に過ごせる場所を一時的に提供する」というコンセプトであるため、快適性や居心地の良い環境の提供までは至らないにしても、最低限の安全は担保されます。

「緊急」の内容を問わないことも制度上のサービスとの違いで、当人や家族が「緊急」と感じている事態であれば、原則的には預かります。受給者証の有無も問いません。制度外であるが故のフレキシビリティを生かして、家庭の事情等、「ちょっと一晩を支えてほしい」というニーズにも対応します。

利用対象も、原則として障害者手帳所持者としていますが、現に手帳を所持していない人であっても、障害福祉の観点から支援が必要だと判断された人は預かります。そのことによって、準備委員会でも議論になった、現にサービスを利用していない（しかし何らかの支援が必要な）潜在的利用者の把握につながることも想定しています。

こうした使い勝手の良いサービスの場合、想定を上回る利用希望が生じることがあります。その点も踏まえ、原則として1泊2日の利用とします。あくまでも「ちょっと一晩」であることがこのサービスの特徴のため、引き続きショートステイが必要な場合には、翌朝に障害福祉課等の専門相談窓口につなぎ、受け入れ先の調整を依頼します。

(2) 事業運営に関する事項

3つの事業を一体的に運営することのメリットを重視し、ふれグループホームの空きである2名分を充てます。常に利用が見込まれるわけではないですが、緊急時に備えて常時受け入れ枠を確保する必要があるという経営上の難しさがあります。そこで、常時受け入れ可能な体制を整えることを条件に、2名分のサービス報酬(福祉型短期入所サービス費)を固定経費として(つまり利用があってもなくても)市から支弁してもらう手法を検討します。利用があった場合には、本人から「福祉型短期入所サービス費(I)」の1割負担及び、食費・光熱水費等の実費を徴収します。

5) 「おたすけ処ちょこサポ」の運営イメージ

3事業を1つの拠点で行うことで、運営面でどのような効率性があるのかを検討するため、職員配置について試案を作成しています。日中の「とりあえず相談」は専従のコーディネーターを配置し、それ以外の職員は「ふれグループホーム」を中心に配置します。

「ふれグループホーム」は体験に特化していることで、従来のグループホームの運営とは異なる部分も多く、事業経営だけを考えると、ふれグループホームが常に定員4名分が稼働していることが望ましいですが、どれだけの需要があるかは未知数です。また、利用者の障害の程度や経験の度合いによって支援の必要度が異なるため、4名が同時に利用することが難しい場合もあります。利用の希望が、時期や曜日によって大きく変動することも予測されます。こうした事情に応じて職員を配置しなくてはならないという難しさもありますが、計画的にスケジュールを組むことができるため、調整は可能と考えられます。

運営上で難しいのは、緊急時の受け入れ・対応を担う「とりあえず相談」や「おたすけショート」の夜間対応です。「ふれグループホーム」の利用者がいる場合といない場合で運営が大きく異なり、利用者がいる場合には夜間も2名体制となるため対応が可能です。しかし、「ふれグループホーム」の利用者がいない場合には1名体制となります。その場合には「おたすけ」ショートに対応できる待機者を確保しておく必要があり、バックアップ施設との協力体制が必須となります。

(参考) 「おたすけ処ちょこサポ」職員配置のイメージ

時間	ふれグループホーム				とりあえず 相談窓口
	管理者 兼 サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	世話人	コーディネーター
0:00			(16:00~)		
1:00					
2:00					
3:00					
4:00					
5:00				5:00~	
6:00				↓	
7:00				↓	
8:00	8:30~	8:30~	~9:00	~8:30	8:30~
9:00					
10:00					
11:00					
12:00					
13:00					
14:00					
15:00	↓	↓			↓
16:00	~17:00	~17:00	16:00~	16:00~	~17:00
17:00				↓	
18:00					
19:00				~20:00	
20:00					
21:00					
22:00			↓		
23:00			(~9:00)		

事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

1. 受け入れ体制上の限界

準備委員会で最も多く議論されたのは、「誰でも」利用可能なのかという点です。たとえば受給者証などによって対象を限定すれば、従来のサービスとの違いがあいまいになります。制度の隙間にあるニーズへの対応という本来の趣旨に則れば対象はできるだけ限定しない方が望ましいですが、一定の枠を設けることなく「誰でも」とすれば、高齢者や児童など対象が拡大していく可能性があります。利用する側にとって使い勝手が良いサービスであればあるほど、想定を超えた利用に結びつきます。

持続可能な制度であるためには、一定の制限は必要のため、原則的には障害者手帳の保有者、もしくは障害福祉サービスの受給者証を交付された者とします。あくまで原則であり、障害福祉という枠で支援することが相応しいかの判断は、現場で対応にあたった職員に委ねざるを得ないため、職員にはその対応のスキルが求められます。

障害者（児）であれば「誰でも」受け入れ可能なのかという議論も多く出されましたが、その一つがいわゆる重度者への対応です。重度の行動障害がある者や医療的ケアが必要な者をどこまで受け入れ可能なのかは、対応する職員の経験、事業所の主な利用対象などによって異なります。現状では「誰でも」受け入れることは困難と思われれます。

また受け入れた者が真に満足できるサービスを提供することは難しく、特に相談やショートステイといった緊急に関する事業は「とりあえず」「一時しのぎ」に留まります。即応性と専門性との折り合いをつけながら対応するため、そうした経験を積むことで対象を拡大していく、と言うのが現実的な選択肢と考えられます。

もう一つが、「その人でなくては」というニーズへの対応です。たとえば精神障害のある人の相談、特別な配慮が必要な人のショートステイ、専門的な情報保障（高度な手話通訳）など、様々なケースが該当します。現実的にはこれらのニーズを拠点だけで対応することは困難であるため、拠点で提供できるのは「つなぎ」の支援です。他の相談窓口につなぐ、翌朝に専門的なショートステイにつなぐため、「つなぎ」だけでは対応できないニーズには応えることはできないという限界があります。3つの事業を一体的に運営することのメリットを生かし、たとえば「ふれグループホーム」を利用してもらうことで、職員と馴染みの関係をつくるということも想定されます。

そのほかに緊急時の対応に関する議論で出された意見は、拠点までの移送手段がない場合の対応です。この点は「おたすけ処ちょこサポ」構想だけでは対応が難しく、また拠点に「預ける」のではなく、自宅に「出向く」ことを希望する意見もありました。これは、「とりあえず」相談が想定している、「駆けつける」ほどの必要はない程度のトラブルやハプニングという枠を超えています。相談でもなく、預けるでもない、「駆けつけてほしい」緊急時にどう対応するかは、残された課題です。

2. 事業運営上の課題

本モデル事業は、住み慣れた地域での生活をめざすには、生活に密着したエリアを設定し、拠点および面的整備を進めることが望ましいという出発点でしたが、矛盾点も議論されました。

第1に、財源の問題として制度の持続可能性を考えると、市が独自に支弁する費用が増大すること、あるいは事業所の収益が確保されないことは避けなければならないため、ふれグループホームについては、計画的に定員枠を充足することが望まれますが、そのためには市内に1か所ないし数か所でなくては成り立ちません。

第2に、利用する側の利便性の問題です。「とりあえず」相談窓口は、そもそも「どこに相談したらいいかわからない」といういわゆる相談迷子という課題から出発しています。つまり、「とりあえず」困った時に掛ける電話番号は1つであることが望ましいという原点に立ち返れば、1か所にまとめることの方がニーズに沿っています。

また、「おたすけ」ショートステイは移送の問題も含め、身近な地域にあることが利用し易さにつながります。身近な地域であれば、「駆けつける」が可能な場合もあります。

このように考えると、エリアごとに「拠点」を設けるという発想は、ある点では理に適っていますが、ある点では矛盾を孕んでいます。それは、3つの機能を併せ持つ「拠点」であることの必然性と限界でもあります。3つの機能を併せ持つことは、空き部屋の利用や人員配置など効率的に運営できるだけでなく、相談してきた人を緊急避難的に預かったり、グループホームの体験を経ることで緊急時にスムーズに受け入れられるといったメリットもあります。しかし、必ずしも3つの機能を併せ持った「拠点」である必要はない、というのが、準備委員会での結論であるため、まずは市内に1か所の拠点を整備しつつ、身近な地域に必要な機能は分散させて地域の施設・事業所等が担う、つまり面的整備のなかにこれらの機能を付加するという選択肢を想定します。

3. 面的整備の充実に向けて

準備委員会の議論では、「拠点」整備に多くの時間を費やしましたが、面的整備の必要についてもいくつかの指摘がありました。

第1に、体験や「一時しのぎ」の緊急に特化したグループホームやショートステイの整備と並行して、従来のグループホームやショートステイの整備が行われない限り、地域生活への移行にはつながらないということです。ふれグループホームはあくまでイメージを掴むためのステップに過ぎず、現に利用可能なグループホームが量的にも質的にも整備されない限り、親亡き後を見越した地域生活像を描くことができず、とりあえず一晩を乗り越えたとしても、翌日以降も預けられる場所が確保できないと問題の先送りとなります。

第2に、相談窓口やサービス事業所の体制整備とネットワークの強化です。「とりあえず」相談窓口の「振り分け」機能を十分に発揮するには、それぞれの機関の機能が明確になり、分担できる体制が前提です。そして、ネットワークが強化されることが面的整備の本来目指すところです。